

令和4年第5回野辺地町議会

臨時会会議録

招集年月日 令和4年11月29日(火)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和4年11月29日(火)午前9時30分

出席議員(10名)

1番	高田光雄	2番	江渡正樹
3番	中谷謙一	4番	古林輝信
5番	野坂充	7番	高沢陽子
8番	杉山福行	9番	戸澤栄
10番	大湊敏行	11番	赤垣義憲

欠席議員(1名)

6番 岡山義廣

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村秀雄					
副町	長	江刺家和夫					
教	育	長	新渡幹夫				
総	務	課	長	山田勇一			
企	画	財	政	課	長	秋島祐成	
防	災	管	財	課	長	西館峰夫	
産	業	振	興	課	長	長根一彦	
税	務	課	長	高山幸人			
町	民	課	長	上野義孝			
介	護	・	福	祉	課	長	飯田貴子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早 苗	
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥	
学校教育課指導室長	中 野 良 喜	
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介	
総務課長補佐	田 中 利 実	
総務課行政担当	二 木 文 弥	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順 一
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第1号）

- | | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案の上程 |
| 日程第4 | 提案理由説明 |
| 日程第5 | 議案審議 |
- 1、報告第9号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）
 - 2、承認第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第5号））
 - 3、承認第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））
 - 4、承認第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号））
 - 5、議案第56号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）
 - 6、議案第57号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 7、議案第58号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 8、議案第59号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 9、議案第60号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）
 - 10、議案第61号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 11、議案第62号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 12、議案第63号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 6 閉会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

2 番 江 渡 正 樹

3 番 中 谷 謙 一

町長の提出議案

報告第 9 号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

承認第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 5 号））

承認第 10 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 6 号））

承認第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 4 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 3 号））

議案第 56 号 令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 57 号 令和 4 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 58 号 令和 4 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 59 号 令和 4 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 60 号 令和 4 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 61 号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 62 号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 63 号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議会の提出議案 な し

◎開会及び開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） おはようございます。ただいまから令和4年第5回野辺地町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（戸澤 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、2番、江渡正樹君、3番、中谷謙一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（戸澤 栄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期日程について審議した結果を事前に皆さんに配付しております。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（戸澤 栄君） 日程第3、議案の上程であります。報告第9号、承認第9号から承認第11号まで及び議案第56号から議案第63号までを一括上程します。

日程第4、町長から提案理由の説明を求めます。はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和4年度第5回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、既に新聞報道等でご存じのことと思いますが、今月半ば、役場第1庁舎内において、新型コロナウイルスによる職員のクラスターが発生したことにつきましてご報告申し上げます。

感染が確認されたのは、窓口を含む4の部署で、合わせて17名の職員であります。

町では、速やかに庁舎内の一斉消毒を行うとともに、窓口業務に従事する職員や感染者が確認された部署の全職員に対する抗原検査の実施など、さらなる感染の拡大を防止するための措置を講じたところであります。

また、感染した職員の出勤停止により、窓口業務において人員が不足となる部署については、ほかの部署から職員を補充するなどの対応をしながら、業務を休止することなく継続させてまいりました。しかし、一部の業務において窓口での手続を延期しなければならないという事態も生じております。

町民の皆様には、多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたことに、この場をお借りし、おわび申し上げたいと存じます。

その後、職場内での接触を原因とする感染は確認されておりませんが、今後このようなことがないように、気を緩めることなく、改めて職場での感染の拡大防止に万全を期し、町民の皆様が安心して庁舎を訪れることができるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、本臨時会に上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

最初に、報告第9号は、「専決処分した事項の報告の件」であります。専決処分いたしましたのは、物損事故に係る損害賠償についての和解の件であります。

令和4年8月23日、野辺地町字_____において、職員が町有自動車の後退させた際に、相手方所有のブロック塀に接触し一部損傷させたもので、町は相手方に事故の損害賠償金として10万7,800円を支払うことで和解したものであります。

次に、承認第9号から承認第11号までは、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」であります。順にご説明いたします。

承認第9号の「令和4年度一般会計補正予算（第5号）」は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円を給付することが国の指針で示されたことにより早急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,400万円を追加し、予算の総額を77億1,600万円といたしました。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る経費を計上いたしました。

承認第10号の「令和4年度一般会計補正予算（第6号）」は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額分として創設されました「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を迅速に行うため早急に予算措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,625万円を追加し、予算の総額を77億8,225万円といたしました。水道料金の減免措置に伴う水道事業特別会計への繰出金やプレミアム商品券発行事業及び貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援事業に係る経費を計上いたしました。

承認第11号の「令和4年度水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原油価格を含む物価の高騰により影響を受けている町民生活や経済活動の支援を目的に、水道料金の減免措置を講じるため早急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたものであります。

収益的承認及び支出の既決定額2億7,600万円に増減はありませんが、水道事業収益の水道料金から減免措置相当額2,400万円を減額し、同額を一般会計からの補助金で補填いたします。

続いて、議案第56号から議案第60号までは令和4年度の各会計の補正予算であります。

まず、議案第56号は「令和4年度一般会計補正予算（第7号）」であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ975万円を追加し、予算の総額を77億9,200万円といたします。町議会議員及び町長等の期末手当の支給割合並びに職員の給料月額等の改定に伴う人件費の補正であり、歳入では財政調整基金繰入金に、歳出では各款全般にわたる給与費に、それぞれ所要の額を計上いたしました。

次に、議案第57号は「令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算の総額を16億6,930万9,000円といたします。職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、歳入では一般会計繰入金に、歳出では一般管理費に、それぞれ所要の額を計上いたしました。

次に、議案第58号は「令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、予算の総額を1億9,797万5,000円といたします。職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、歳入では一般会計繰入金に、歳出では一般管理費に、それぞれ所要の額を計上いたしました。また、債務負担行為の設定が1件であります。

次に、議案第59号は「令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ36万9,000円を追加し、予算の総額を18億1,182万2,000円といたします。職員の給与改定に伴う人件費の補正であり、歳入では国・県支出金の調整を行ったほか、一般会計からの事務費繰入金等に、歳出では一般管理費及び包括的支援事業費に、それぞれ所要の額を計上いたしました。

次に、議案第60号は「令和4年度水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります。職員の給与改定に伴う人件費の補正であります。収益的収入及び支出の既決予定額2億7,600万円に増減はありませんが、収入では水道事業収益の営業外収益に、支出では水道事業費用に、それぞれ所要の額を計上いたしました。なお、資本的収入及び支出の補正はありませんでした。

続いて、議案第61号は「野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

次に、議案第62号は「野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案」で

あります。町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

最後に、議案第63号は「野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」であります。青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご承認、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第5、議案審議を行います。

報告第9号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件について）を議題といたします。

副町長から説明を求めます。はい、どうぞ。

○副町長（江刺家和夫君） 議案書の1ページをお願いいたします。報告第9号は、専決処分した事項の報告の件であります。

2ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、物損事故に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、野辺地町字_____であります。

事故の概要であります。令和4年8月23日午前11時10分頃、野辺地町字_____の敷地内において、職員が町有自動車を後退させた際に_____所有のブロック塀に接触し、一部損傷させたものであります。

和解の内容であります。町は事故の損害賠償金として10万7,800円を_____に支払うこととし、町及び_____は本件事故に関し今後異議を申し立てないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告9号は報告事項であります。ご質問ありますか。

1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） 関連で1つ質問したいと思います。職員が車を運転する場合に、当日の朝のアルコール検知なんかはどのようになさっておられるのか、またどのように指導しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

公用車を管理する課、建設水道課、また教育委員会でも自動車を持っている課においてアルコールチェッカーを準備して、乗る前にチェッカーではかっております。また、運転してきた後も改め

てまたチェッカーして、二重にチェックしているところでもあります。

○議長（戸澤 栄君） ほかに。

〔「毎日ですか」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○総務課長（山田勇一君） はい、運転する都度、毎日です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今回の物損事故の状況についてちょっとお聞きしたいなということが1点、
どういう動きをして、どのような形でぶつかったかというところの説明をいただきたいのが1点。

ぶつかった車について、何の車だったのか、その車にはバックカメラがついていたのかどうかを
教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

まず、事故の概要ですけれども、建設水道課所有の車でありました。業務にて水道のメーターの
確認に向いたところ、業務終了後、バックにて方向転換しようとした際に、運転席後部、右側の
後ろが_____所有のブロック塀の一番端のほうといたしますか、に接触させて、6段積みのブロック
2列に亀裂を生じさせたという概要であります。

その車については、バックカメラといたしますか、そのような装置は取付けしてございません。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 建設水道課で使っている車ということで、具体的に車種も教えていただい
ければと思うのですが。

今のその車の動き方の説明であるとちょっと状況が浮かんでこないのですけれども、例えば道路
から_____の敷地内に入ろうとして塀にぶつかったとか、敷地内で車を転回しようとしてぶつ
かったとか、何かちょっと分かりやすい説明をいただきたいのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 車の車種については、軽自動車でありました。

道路に止めて、水道の検針をいたしておりました。その道路については、行き止まりの道路で、
3軒ぐらい連なっている民家の前の町道であります。その左側に_____の所有の土地がありまし
て、その駐車場に後退させて方向転換しようとしたところ接触したという概要であります。

○議長（戸澤 栄君） 分かりやすく。11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 関連してですけれども、町の所有している車両にバックカメラがついてい
る車両、ついていない車両、それぞれ何台ずつあるのかというのを、今すぐではなくてもいいので、

後からでも教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 次に、5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） その軽自動車自体には被害というか、直すような損害はなかったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） その軽自動車そのものには、先ほども申し上げましたけれども、運転席右側の後部のウィンカー付近とバンパーの付近が破損しております。修理のほうに、一応27万円ほどの修理費を会社のほうへのお支払いいたしました。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） ちょっとこれ、提案理由の説明のとき、そういう所有自動車についての被害も報告してほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 今までの例でどうなっていますか。

はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） この議案につきましては和解の件についての議案でございますので、そのようなことは報告ならないと思います。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 報告……こういう物損事故があったという報告なのですけれども、町有自動車にも被害がこのぐらい、27万円もかかっているということは、何かどこかで、この文書の中でもないのですけれども、そういうことも説明あってしかるべきではないのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 今後検討してください。

よろしいですか、ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようでありますので、報告第9号を終わります。

承認第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

副町長から説明を求めます。はい、どうぞ。

○副町長（江刺家夫君） それでは、承認第9号は専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

専決処分いたしましたのは、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）であります。電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対し生活支援のため1世帯当たり5万円を給付することが国の指針で示されたことにより、早急に予算措置する必要が生じたことから専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,400万円を追加し、予算の総額を77億1,600万円といたしました。

まず、歳入について、予算書の5ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、3節社会福祉費補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る事業費と事務費分で、合わせまして1億1,400万円を追加しております。

続いて、歳出は6ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、13目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業は、3節の職員手当等から12節の委託料まで給付に係る事務費を合わせて325万円を追加いたしました。

18節負担金、補助及び交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金に1億1,075万円を追加いたしました。対象となるのは、令和4年度の住民税非課税世帯と令和4年1月から12月までの間に収入が減少した家計急変世帯で、合わせて2,200世帯余りを想定いたしまして、1世帯当たり5万円の給付を行うものであります。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ただいまの説明で対象世帯が2,200世帯余りとありましたが、この給付事業を行う時点での野辺地町の全世帯数を教えていただきたいです。

○議長（戸澤 栄君） 分かりますか、今。後で報告でよろしいですか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今分かる時点の全世帯数でも構いません。例えば10月31日現在とか、広報のへじに載っていたのをちょっと記憶が曖昧なので、そこを確認したかったのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） では、調べてから報告します。

○11番（赤垣義憲君） はい。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

はい。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

10月31日現在ですけれども、世帯数6,399世帯です。

○議長（戸澤 栄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、質疑を終わります。

これから承認第9号を採決します。

承認第9号についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定をいたしました。

承認第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求める件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

副町長、説明。はい、どうぞ。

○副町長（江刺家夫君） 承認第10号は、専決処分した事項の報告及び承認を求める件であります。

専決処分いたしましたのは、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し早急に支援するため、予算措置する必要が生じたことから専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,625万円を追加し、予算の総額を77億8,225万円といたしました。

まず、歳入について、予算書の5ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、3節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の重点支援地方交付金分で、5,415万3,000円を追加しております。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は、本補正の収支均衡を図るもので、1,209万7,000円を追加しております。

続いて、歳出は6ページをお願いいたします。4款衛生費、4項1目上水道費、27節繰出金は、水道事業特別会計への繰出金で、原油・光熱水費を含む物価高騰の影響を受ける町民及び町内事業者の経済活動を支援するため、水道料金の基本料金3か月分として令和5年1月から3月請求分を減免するもので、2,400万円を追加いたしました。

7款商工費、1項1目商工総務費、18節負担金、補助及び交付金のプレミアム商品券発行事業補助金は、原油価格・物価高騰の影響を受ける町民の生活支援と町内消費による地域経済の循環を促すため、商品券1セットを5,000円で販売し7,500円分の買物ができるプレミアム商品券、これを1万4,400セット販売することとし、4,000万円を計上いたしました。

その下の貨物自動車運送業者燃料費高騰対策支援事業交付金は、町内に本社を有する貨物自動車運送業者に対し所有登録台数に応じまして給付金を交付するもので、225万円を計上いたしました。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたしました。ご承認く

ださるようお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの承認第9号も同じですけれども、国からの交付金によって町内の生活者に支援するという形だと思っておりますが、いずれも早急な対応が必要であるということで専決処分ということは理解できるのでありますけれども、まず国が決めたこの交付金措置ですけれども、これ閣議決定されて、その後国会で決まるはずだと認識しているのですが、閣議決定された時点で物事の準備というものをスタートできると思うのですね。国会で正式に決まった時点で、通知が来て本格的に動くという形になるのかなと思うのですけれども、その間どれぐらいの期間があったのか。専決処分もいいのですが、果たして議会を開催する時間が本当になかったのか、どうなのかというところを、閣議決定された日等を含めてご説明いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） その部分どうなの、国の閣議決定がそれぞれ違うと思うけれども……問題によって。いいですか。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 国の閣議決定がいつとか、それを受けて県要綱、国が定めた要綱を示されるのがいつかというのは、ちょっと後でよく確認しなければ日にち等はお答えできませんが……要はそういう国の動き、県の動きは我々役場としてももちろん注視しながら準備は進めております。その要綱が正式に示された段階でないと動けないというのがまず1つございます。その後、関係事業を庁内で検討し、あるいは関係事業者等と調整するという作業を行いまして、今回の補正の6号議案に関しては、先般常任委員会の際に議員の皆様にご説明しました。実はあの時点で事業の概要が固まったので、すぐにご報告した次第であります。仮に、ではそれから臨時議会開けばよかったらと言われてれば、臨時議会開くには机上では数日あれば開けるということにはなっておりますが、実際問題、例えば今日の臨時議会開催するのにいたしましても、もう1か月以上前から準備して、印刷かけるとかいろいろやっております。ですので、常任委員会の時点から固まった後に臨時議会を開くとなれば、それから2週間、3週間後、早くてですね、そういう感じになると思いますが、そうするとプレミアム商品券を年末年始に町民に使ってもらうためには到底間に合うスケジュールではありませんでした。そういうことを考慮し、議員の皆様のご理解をいただいて進めたいということで常任委員会でも報告いたしましたし、早く町民にこれを行き渡らせたい、5万円についてもそうです。という考えの基に進めているところでございます。

○議長（戸澤 栄君） 次にごございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、質疑を終わります。

これから承認第10号を採決します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、10号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第11号 専決した事項の報告及び承認を求める件（令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、承認第11号についてご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。承認第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求める件についてでご説明いたします。

専決処分いたしましたのは、令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。お手元の別冊予算書でご説明いたします。

主立った補正内容については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症の影響による原油・光熱水費を含む物価高騰に直面している町民及び事業者の経済活動を支援するため水道料金の基本料金3か月分を減免するための補正であり、早急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとして11月10日付で専決処分したものであります。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正については、収入の1款1項営業収益の既決予定額2億5,512万8,000円から2,400万円減額し2億3,112万8,000円といたしました。

2項営業外収益は、既決予定額2,087万2,000円に2,400万円を増額し4,487万2,000円とし、1款水道事業収益の合計額は2億7,600万円となり、増減はございません。

補正の内訳については、補正予算説明書で説明いたします。4ページをお願いいたします。（1）収益的収入及び支出では、収入の1款1項1目給水収益の既決予定額2億5,200万円から2,400万円減額し2億2,800万円としました。水道料金のうち3か月分の基本料金減免相当額であります。

3目他会計補助金は、減免相当額について一般会計補助金として収入を得ることから、2,400万円増額し財源を調整いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、質疑を終わります。

これから承認第11号を採決します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、承認第11号は承認することに決定をいたしました。

次に、議案第56号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

副町長、説明を求めます。

○副町長（江刺家夫君） 議案第56号は、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ975万円を追加し、予算の総額を77億9,200万円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお願いいたします。18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、本補正の収支均衡を図るためのもので、975万円を増額しております。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。7ページから14ページまで、歳出各項目にわたり、青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定に係る職員給与等の増減分を計上しております。若年層職員の月例給の引上げのほか、12月の支給に係る期末手当等の給与改定経費等で、総額897万5,000円を増額いたしました。

また、各特別会計職員給与等に係る繰出金として、総額82万3,000円を増額いたしました。

また、特別職及び町議会議員の本年12月の支給に係る期末手当についても同様に支給割合を引き上げるものとし、総額52万4,000円を増額いたしました。

なお、14ページの14款予備費は57万2,000円の減額といたしました。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質問してください。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まずお聞きしたいのが、今回この期末手当の支給割合を改めるということに至った理由というか、必要性をご説明願います。

○議長（戸澤 栄君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えいたします。

まずは一般職の給与改定から申しますと、基本的には給与制度につきましては国の制度、給与の水準につきましては地方の水準を反映させるため青森県人事委員会勧告に準じて職員の給与を改定しております。それに伴いまして、議員報酬及び特別職の給与につきましても、青森県が改定した場合に、併せてそれに準じて改定しております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ご説明ありがとうございます。今の議案第61号、それから62号、63号と議案が3つに分かれているのですけれども、その議案の内容が補正予算（第7号）のこの予算書に全部一括で記載されている。この理由は何でしょうか。例えば61号は可決された、62号は否決されたとなったときに、この1冊だと訂正が利かないのではないかと思います。1冊にまとめた理由を教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○総務課長（山田勇一君） 議案の提出の仕方になりますけれども、基本的にはこういう条例改正がある場合は予算を担保した上で条例改正ということになりますので、今回の場合も先に予算を可決していただいてからそれに伴う条例の改正を提案することになります。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、56号は原案どおり可決されました。

次に、議案第57号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） おはようございます。それでは、議案第57号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,930万9,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。6款繰入金、1項1目2節事務費繰入金を17万4,000円増額いたしました。これは、青森県人事委員会勧告に伴う人件費の増額分であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目2節給料から18節負担金、補助及び交付金までを合わせて17万4,000円増額いたしました。これは、青森県人事委員会勧告に準じた人件費の増額分であります。

以上、議案第57号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質問してください。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第58号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,797万5,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、一般会計からの繰入金で、12万1,000円を増額いたしました。これは、青森県人事委員会勧告に伴う人件費の増額分であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費を、2節給料から4節共済費までを合わせて12万1,000円増額いたしました。これは、青森県人事委員会勧告に準じた人件費の増額となります。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為についてであります。後期高齢者医療保険料に係る納付書等印刷業務委託費の51万4,000円は、令和5年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

以上、議案第58号の概要につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出、債務負担行為について一括で質疑を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、歳入歳出補正予算、第2表、債務負担行為の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

課長、はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第59号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

お手元の別冊予算書をお願いいたします。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ36万9,000円を追加し、予算の総額を18億1,182万2,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。予算書5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金の3目地域支援事業繰入金及び同繰入金、介護給付費準備繰入金については、職員の住居手当の変更に係る減額であります。そして、7款繰入金、5項事務費繰入金は、職員給与費に係るもので、50万円の増額となっております。

続いて、歳出予算の主なるものについてご説明申し上げます。6ページからは歳出各項目にわたり青森県人事委員会勧告に準じた給与の改定に係る職員給与費等の増減分を計上しております。若年層職員の月例給の引上げのほか、12月の支給に係る期末手当等の給与改定経費等で、総額50万円を増額いたしました。

4 款地域支援事業費については、給料、期末手当等の増額と住居手当の減額で、計13万1,000円を減額いたしました。

以上、令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質問はないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第60号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第4号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

今回の補正予算は、青森県人事委員会勧告による人件費の増額によるものであります。

1 ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正については、支出の予定額、1 款1 項営業費用2 億2,313万4,000円を、31万円増額し2 億2,344万4,000円としました。4 項予備費1,683万2,000円から31万円を減額し1,652万2,000円とし、1 款水道事業費の合計額は2 億7,600万円となりました。

下段の第3条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっていることについて記載しております。補正の内容については、補正予算説明書でご説明いたします。

8 ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出では、収入の1 款2 項2 目他会計負担金の既決予定額658万円を、5 万3,000円増額し663万3,000円としました。職員人件費分の一般会計からの負担金であります。5 目雑収益を5 万3,000円減額し、財源調整いたしました。

支出の1 款1 項4 目総係費は給与、手当等31万円増額し、4 項1 目予備費は財政調整のため31万円減額しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長、説明。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案第61号についてご説明いたします。

議案書11ページをお願いします。議案第61号は、野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

次のページをお願いします。これは、県の取扱いに準じまして町議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。14ページをお願いします。まず、上段の第1条関係であります。今年12月に支給される期末手当に関する改正で、改正前の支給割合100分の157.5を100分の167.5に改めます。

次に、下段の第2条関係であります。令和5年度以降に支給する期末手当に関する改正で、改正前の支給割合100分の167.5を100分の162.5に改めます。

この改正によりまして、年間の期末手当の支給割合は0.1月増の3.25月となります。

なお、改正条例の施行日であります。第1条は公布の日、第2条は令和5年4月1日といたします。

以上、議案第61号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案第62号についてご説明いたします。

議案書15ページをお願いします。議案第62号は、野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

次のページをお願いします。町長等特別職につきましても、県の取扱いに準じまして期末手当の支給割合を改めるものであります。

改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。18ページをお願いします。上段の第1条関係であります。今年12月に支給の期末手当に関する改正で、改正前の支給割合100分の157.5を100分の167.5に改めます。

下段の第2条関係は令和5年度以降に支給する期末手当に関する改正で、改正前の支給割合100分の167.5を100分の162.5に改めます。

この改正によりまして、年間の期末手当の支給割合は0.1月増の3.25月となります。

なお、改正条例の施行日であります。第1条は公布の日とし、第2条は令和5年4月1日といたします。

以上、議案第62号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

決定することにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長、説明。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案第63号についてご説明いたします。

議案書19ページをお願いします。議案第63号は、野辺地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

36ページをお願いします。この改正条例案は、青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の額を改めるため提案するものであります。

今回の勧告では、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げと勤勉手当の引上げが主な内容となっております。

それでは、主な改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。次の37ページをお願いします。まず、第1条関係であります。第17条の1第2項第1号に規定の再任用職員以外の職員に対する勤勉手当の支給割合は、改正前では6月、12月支給分ともに100分の90でありましたが、これを6月は100分の90、12月は100分の100に改めます。

また、同項第2号に規定の再任用職員に対する勤勉手当の支給割合は、改正前では6月、12月ともに100分の42.5でありましたが、これを6月は100分の42.5、12月は100分の47.5に改めます。これによりまして、年間の勤勉手当の支給割合は、一般の職員が0.1月増の1.9月、再任用職員が0.05月増の0.9月となります。

次に、38ページから56ページまでは行政職、医療職及び教育職の給料表の改正となります。行政職では大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒程度に係る初任給を4,000円引き上げたほか、30歳代半ばまでの職員が在職する号級について所要の改正を行いました。そのほかの給料表につきましても、これとの均衡を基本に改正いたします。

次に、57ページをお願いします。第2条関係は令和5年度以降に支給する勤勉手当に関する改正となります。第1条では、6月と12月を異なる支給割合としてありましたが、これを6月、12月ともに再任用職員以外の職員については100分の95に、再任用職員については100分の45に改めます。なお、年間の合計支給割合に変動はございません。

この改正条例の施行日であります。第1条は公布の日とし、第2条は令和5年4月1日といた

します。

なお、第1条における勤勉手当の支給割合及び給料表についての改正は、令和4年4月1日から適用としております。

以上、議案第63号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、63号は原案のとおり可決されました。

次に、報告第9号で赤垣議員の質疑の中でバックカメラのことについて再答弁いたします。

課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 先ほどの赤垣議員よりのバックカメラのついている車両について答弁漏れがありましたので、今答弁したいと思います。

今捉えている部分といたしましては、公用車の集中管理車両ということで、職員が不特定多数公務のために使用するという車両でありますけれども、全部で13台、その車両がございます。バックカメラついている車両については5台、ついていない車両については8台ということでご報告いたしたいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） 以上で本臨時議会に付議した議案の審議が全て終了いたしました。

これをもって令和4年第5回野辺地町臨時議会を閉会いたします。

（午前10時38分）